

○厚生労働省告示第三百八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>一〇五 (略)</p> <p>六 アセチル―八―シクロペンチル―五―メチル―二―「五―(ピペラジン―イーイル)ピリジン―イーイル」アミノ―ピリド「二・三―d」ピリミジン―七―(八H)―オン (別名バルボシクリブ) 及びその製剤</p> <p>七 (略)</p> <p>八 アベルマブ及びその製剤</p> <p>九 九十九 (略)</p> <p>百 ダラツムマブ及びその製剤</p> <p>百一 〇百六十六 (略)</p> <p>百六十七 リツキシマブ (遺伝子組換え) 「リツキシマブ後続一」及びその製剤</p> <p>百六十八 (略)</p> <p>百六十九 (一) (一R・九S・一二S・一三R・一四S・一七R・一八E・二一S・二三S・二四R・二五S・二七R) ―一七―アリアル―一・一四―ジヒドロキシ―二―「(E)―二―「(一R・三R・四R)―四―ヒドロキシ―三―メトキシシクロヘキシル」―一―メチルビニル」―二三・二五―ジメトキシ―一三・一九・二一・二七―テトラメチル―一・二八―ジオキサ―四―アザトリシクロ「二二・三・一〇」オクタコサ―一八―エン―二・三・一〇・一六―テトラオン (別名タクロリムス) 及びその製剤 (ただし、外用剤若しくは点眼剤として用いられるもの又は〇・五mg錠剤、〇・五mgカプセル製剤、一〇mg錠剤、一〇mgカプセル製剤、一・五mg錠剤、二・〇mg錠剤及び三・〇mg錠剤であって関節リウマチに用いられるものを除く。)</p> <p>百七十 〇百八十二 (略)</p>	<p>一〇五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>七 〇九十七 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>九十八 〇百六十三 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>百六十四 (略)</p> <p>百六十五 (一) (一R・九S・一二S・一三R・一四S・一七R・一八E・二一S・二三S・二四R・二五S・二七R) ―一七―アリアル―一・一四―ジヒドロキシ―二―「(E)―二―「(一R・三R・四R)―四―ヒドロキシ―三―メトキシシクロヘキシル」―一―メチルビニル」―二三・二五―ジメトキシ―一三・一九・二一・二七―テトラメチル―一・二八―ジオキサ―四―アザトリシクロ「二二・三・一〇」オクタコサ―一八―エン―二・三・一〇・一六―テトラオン (別名タクロリムス) 及びその製剤 (ただし、外用剤若しくは点眼剤として用いられるもの又は〇・五mg錠剤、〇・五mgカプセル製剤、一〇mg錠剤、一〇mgカプセル製剤、一・五mg錠剤及び三・〇mg錠剤であって関節リウマチに用いられるものを除く。)</p> <p>百六十六 〇百七十八 (略)</p>